

成年後見人等への通知送付先住所登録届(新規・変更・取消)

(宛先)掛川市長・掛川市福祉事務所長・静岡県後期高齢者医療広域連合長

掛川市から本人(被後見人等)宛に送付される郵便物等は、成年後見人等宛に送付するよう届け出るとともに、関係課で情報を共有することに同意します。本人が被保佐人または被補助人である場合は、前記の情報共有に係る本人の同意を得ていることを申し添えます。なお、送付先登録に伴う一切の責任については届出人が負い、添付書類記載内容については、現在も相違ありません。また、届出内容に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

			届出年月日: 年 月 日
届出人・送付先	フリガナ		本人との関係に ○をつけてください
	氏名		
	住所 電話	〒	成年後見人・保佐人 補助人・任意後見人
	〒		電話 ()
【送付先を事務所等に設定される場合はご記入ください】			
			電話 ()

※ 郵便物の宛名に本人(被後見人等)の氏名を記載する場合がありますのでご了承ください。

本人 (被後見人等)	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏名			
	住所 電話	〒	電話 ()	
申請人 (窓口に来た方)	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏名			
	住所 電話	〒	【届出人と申請者が同じ場合は「届出人に同じ」とご記入ください。】	
			電話 ()	

【添付(持参)書類等】

- 「登記事項証明書(発行日より3ヵ月以内の原本)」。登記完了前であれば「審判書謄本と確定証明書(原本)」も可
- 委任状(窓口に来た方と届出人(後見人等)が異なる場合)
- 窓口に来た方の身分証明書(運転免許証、パスポートなど本人確認できるもの)
- 送付先が事務所等の場合、住所地の分かるもの(名刺・パンフレットなど)
- 代理行為目録(保佐補助、任意後見の場合)

【裏面の送付先変更対象書類を確認の上、郵便物等の送付先の登録を希望する項目にレ点を付けてください】

- ・今回申請または該当しなかった項目の送付先登録は改めて手続きをお願いします。
- ・全ての登録に関し、年齢未到達などで非該当となった項目は、該当した時点で改めて手続きが必要となります。自動的に送付先登録しませんのでご注意ください。
- ・後日担当課から問い合わせをする場合があります。
- ・住民票や税証明などの交付申請や各種申告については、担当課でその都度手続きする必要があります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険	長寿推進課	都市政策課
国民健康保険 <input type="checkbox"/> 資格関係／給付関係 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税賦課に関する事	<input type="checkbox"/> 老人福祉法の措置に関する事 <input type="checkbox"/> 高齢者在宅福祉サービスに関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険事業に関する事	<input type="checkbox"/> 市営住宅に関する事
後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 資格関係 <input type="checkbox"/> 給付関係 <input type="checkbox"/> 保険料関係	福祉課	水道課・下水道課
市税	障害福祉 生活保護	<input type="checkbox"/> 水道等に関する事 <input type="checkbox"/> 下水道等に関する事
<input type="checkbox"/> 市県民税に関する事 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税に関する事 <input type="checkbox"/> 軽自動車税に関する事	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> 生活保護事業に関する事 <input type="checkbox"/> その他福祉サービス	
※ 国民健康保険税賦課に関する事は含みません		

受付印

【庁内使用欄】

宛名番号		介護保険被保険者番号	
国民健康保険証記号番号		手帳番号	
後期高齢者医療被保険者番号			

《送付先変更対象書類》

※ 全ての項目において、今回非該当でも後日、該当となった場合は改めて届出が必要です。

※ 既に発送準備が整っている通知等に関しては、届出日によっては変更前住所に届いてしまうことがありますので、ご了承ください。

国保年金課	国民健康保険	<p>国保年金課国保年金係：電話 0537-21-1143（本庁舎2階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格関係 対象者：国民健康保険被保険者本人、国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 ⇒ 被保険者証、高齢受給者証 ・給付関係 対象者：国民健康保険被保険者本人、国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主（世帯主が亡くなった場合のご家族） ⇒ 高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証医療通知、ジェネリック差額通知 ・賦課関係 ⇒ 納税通知書、更正決定通知書、督促状、還付通知書等の各種通知
	後期高齢者医療	<p>国保年金課後期高齢者医療係：電話 0537-21-1143（本庁舎2階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方 ⇒ 被保険者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証 ・給付関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合はご家族） ⇒ 高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、医療通知、ジェネリック差額通知 ・保険料関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合はご家族） ⇒ 保険料額決定（変更）通知書、督促状、催告書等
長寿推進課	介護保険	<p>長寿推進課介護保険給付係：電話 0537-21-1196（本庁舎1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格・認定関係 対象者：第1号被保険者（65歳以上）、認定申請している第2号被保険者（40～64歳） ⇒ 被保険者証、負担割合証、要介護認定に係る期限更新のご案内、要介護認定関係通知、負担限度額認定証、 ・給付関係 対象者：要支援・要介護認定を受けている第1号、第2号被保険者 ⇒ 高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、住宅改修、福祉用具購入など、給付費に関する各種通知 ・保険料関係 対象者：第1号被保険者（65歳以上）⇒ 介護保険料に関する各種通知
	措置・在宅福祉サービス	<p>長寿推進課高齢者政策係：電話 0537-21-1363 予防支援係：電話 0537-21-1364（本庁舎1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の措置関係 対象者：現在、措置されている方 ⇒ 措置開始（廃止）決定通知、徴収金決定（変更）通知書、徴収金納付書等 ・高齢者在宅福祉サービス関係 対象者：現在、サービスを受けている方 ⇒ サービス支給決定通知書、サービス利用負担徴収金納付書等、在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成更新申請書
福祉課	障害福祉サービス	<p>福祉課障がい福祉係：電話 0537-21-1139（本庁舎1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳関係 対象者：既到手帳を所持している方 ⇒ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス関係 対象者：現在、受給中の方 ⇒ 支給決定通知書、受給者証、介護給付費等支給申請書等 ・補装具・日常生活用具 対象者：現在、サービスを受けている方 ⇒ 支給決定通知書等 ・自立支援医療 対象者：現在、サービスを受けている方 ⇒ 支給認定申請書、支給認定通知書、受給者証等
	生活保護	<p>福祉課社会福祉係：電話 0537-21-1140（本庁舎1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係 対象者：現在、受給中の方 ⇒ 生活保護に関する全ての通知
納税課市税課資産税課	市税	<p>市税課 市民税係：電話 0537-21-1136 / 市税総務係：電話 0537-21-1138（本庁舎2階）</p> <p>① 市県民税（市民税係） ② 軽自動車税（市税総務係）</p> <p>資産税課 土地係 家屋係：電話 0537-21-1137（本庁舎2階）</p> <p>① 固定資産税 ② 都市計画税</p> <p>※市県民税、固定資産税の納税管理人については別に届出が必要です。</p> <p>納税課：電話 0537-21-1206（本庁舎2階）</p> <p>市税の納付や還付に関すること</p>
都市政策課	市営住宅	<p>都市政策課 住まい・空き家対策係：電話 0537-21-1152（本庁舎3階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に関すること 対象者：現在、市営住宅に入居中の方
水道課・下水道課	上下水道	<p>水道課水道総務係：電話 0537-21-1717（浄化センター管理棟1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 対象者：掛川市の水道を利用されている方 ⇒ 水道料金の納付書等 <p>下水道課下水総務係：電話 0537-21-1170（浄化センター管理棟2階、3階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料、農業集落排水処理事業使用料、コミュニティプラント使用料、浄化槽市町村設置推進事業使用料、下水道事業受益者負担金・分担金 対象者：公共下水道・農業集落排水処理施設・コミュニティプラント・市町村設置型浄化槽を利用されている方 ⇒ 公共下水道使用料、農業集落排水処理事業使用料、コミュニティプラント使用料、浄化槽市町村設置推進事業使用料、下水道事業受益者負担金・分担金の納付書等